

特定建設工事共同企業体の競争参加資格に関する公示

工事の競争契約の参加資格を得ようとする特定建設工事共同企業体の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 8 月 17 日

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫

1 工事概要

(1) 工事名 新潟刑務所サービス棟等新営（電気設備）工事

(2) 工事場所 新潟県新潟市江南区山二ツ 3 8 1 - 4

(3) 敷地面積 84,076.2 m²

(4) 工事内容

ア 棟名 サービス棟 建物用途 体育館・職業訓練棟・教室・浴室 構造・階数 R C 造 2 階 建築面積 2,601 m² 延べ面積 4,747 m² 工事種別 新設

イ 棟名 渡り廊下 D 建物用途 渡り廊下 構造・階数 S 造 2 階 建築面積 143 m² 延べ面積 9 m² 工事種別 新設

ウ 棟名 ごみ置場 建物用途 倉庫 構造・階数 S 造 1 階 建築面積 60 m² 延べ面積 60 m² 工事種別 新設

エ 棟名 屋内貯蔵所 建物用途 倉庫 構造・階数 R C 造 1 階 建築面積 20 m² 延べ面積 20 m² 工事種別 新設

オ 棟名 仮渡り廊下 (10) 建物用途 渡り廊下 構造・階数 S 造 1 階 建築面積 22 m² 延べ面積 0 m² 工事種別 新設

カ 棟名 仮渡り廊下 (11) 建物用途 渡り廊下 構造・階数 S 造 1 階 建築面積 29 m² 延べ面積 0 m² 工事種別 新設

キ 工事種目 電灯設備一式、動力設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式

ク その他 既存棟改修、屋外設備

ケ 工事範囲 上記工事のすべて

(5) 工期：令和 12 年 9 月 30 日まで

(指定部分：渡り廊下 D、屋内貯蔵所、仮渡り廊下 (10) 令和 10 年 6 月 2 日まで)

(6) 使用する主要な資機材

配電盤一式（総変圧器容量約 1,350kVA）、自家発電機一式（約 750kVA）、
直流電源装置（約 50Ah）

2 資格審査申請の時期及び場所

- (1) 申請期間 令和 8 年 8 月 17 日から令和 8 年 9 月 4 日までの行政機関の
休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の
休日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、期間の最終日は午
後 3 時までとする。）に提出場所へ持参又は郵送すること。

(2) 提出場所

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027

3 特定建設工事共同企業体の構成

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員は、
法務省の令和 7・8 年度における電気工事の一般競争参加資格の認定を受
けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更
生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第
225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手
続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再
認定を受けていること。）。
- (2) 法務省の令和 7・8 年度における電気工事の一般競争参加資格の認定を
受ける際に、算出して得た総合数値が、共同企業体の代表者となる構成員
においては、1,100 点以上の者、共同企業体の代表者以外の構成員におい
ては、950 点以上の者とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事
再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(1)の再認定
を受けた者を除く。）でないこと。

4 構成員の要件

(1) 構成員の技術的要件等

ア 平成 23 年度以降に、電気工事の元請として完成引渡し完了した、当
該工事と同種又は類似の工事（基礎工事の着手から完成まで）の施工実

績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の電気工事業につき、許可を受けてからの営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、許可を受けてからの営業年数が 5 年未満であっても、これを同等として取り扱う。

ウ 主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を当該工事に専任で配置できる共同企業体であること。

(2) 構成員の数

2 者とする。

(3) 構成員の出資比率要件

共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 以上とする。

(4) 代表者の要件

共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。

(5) その他の要件

経常建設共同企業体でないこと。

5 共同企業体の協定方法

協定書は、法務省が定める「特定建設工事共同企業体協定書」による。

6 競争参加資格の有効期間

認定の日から当該工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

7 申請書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）に、特定建設工事共同企業体協定書の写しを添付する。

8 その他

(1) 共同企業体の名称は、各構成員の簡略化した名称により、「○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2) 落札者は、契約時において上記 5 に掲げる特定建設工事共同企業体協定書の写しを 3 通提出すること。

(3) 問い合わせ先 上記 2 (2) に同じ。